

第9章 日暮里・舎人ライナー軌道等保守工事編

第1節 一般事項

9 . 1 . 1

一般事項

(1) 適用範囲

本章は、当局が施行する日暮里・舎人ライナーの軌道等保守工事に適用する。

(2) 関連規程

用語の意味、その他日暮里・舎人ライナーの軌道等保守工事上の注意事項は、この仕様書に示したもののほか下記によるものとする。

- 東京都日暮里・舎人線運転取扱心得
(平成20年3月30日付19交電車第1705号)
- 東京都日暮里・舎人ライナー土木施設実施基準
(平成27年4月1日付26交建工第1618号)
- 東京都日暮里・舎人ライナー土木施設整備マニュアル
(平成20年3月30日付19交建工第1280号)
- 東京都日暮里・舎人線事故災害取扱要領
(平成20年3月25日付19交電車第1717号)
- 東京都日暮里・舎人線保守用車使用要領
(平成20年3月30日付19交電車第1725号)

(3) 関係先との協議

受注者は、工事に先立ち道路管理者、交通管理者その他関係先と打合せを行い、工事に支障を及ぼさないようにしなければならない。

(4) 沿線住民への対応

受注者は、必要に応じて沿線住民に工事のPRを行わなければならない。

(5) 作業時間

線路内の作業時間は、原則き電停止確認後からき電開始30分前までとし、後片付けまで終了し、走行路内から退出しなければならない。ただし、監督員の指示がある場合は、これに従わなければならない。

(6) 作業終了時の確認

作業終了時の確認は、「1. 4. 7 営業線に係わる安全管理(3) 作業終了時の措置」によるものとする。

(7) 事故防止

受注者は、営業時間内において、建築限界内又は建築限界に接近した位置で作業をする場合は、列車警戒員を配置して列車の安全運行及び作業員の安全確

保を図らなければならない。

(8) 施設の損傷

「7. 1. 1 一般事項 (7) 施設の損傷」によるものとする。

(9) 電力及び用水設備の使用

受注者が工事に必要な当局の電力及び用水設備を使用する場合は、無償とする。

なお、使用する設備については、監督員の確認を受けなければならない。

第2節 材料の取扱い及び運搬

9. 2. 1

一般事項

(1) 適用範囲

「7. 2. 1 材料の取扱い及び運搬 (1) 一般事項」によるものとする。

(2) その他

受注者は、工事材料の積込み又は取卸しを行う際には、損傷を与えないように注意しなければならない。

第3節 工 事

9. 3. 1

一般事項

(1) 一般事項

受注者は、軌道の整備作業を行った場合は、作業前後の測定結果を提出しなければならない。

その報告様式は、「東京都日暮里・舎人ライナー土木施設整備マニュアル」に記載された様式とする。

(2) 機器の使用

受注者は、当局機器の一時使用に当たって事前に監督員と打合せを行い、必要な手続きを行わなければならない。

9. 3. 2

保守用車の運転

(1) 保守用車の取扱い

保守用車を使用する場合の取扱いについては、「東京都日暮里・舎人線保守用車使用要領」の定めるところによる。

(2) 保守用車の運転

保守用車の運転は、受注者が行うものとする。

また、保守用車の運転者は、「保線作業認定要領」に基づき、当局の認定を受けた者でなければならない。

9 . 3 . 3
工 事

(3) 遵守事項

受注者は、保守用車の運転に当たり、「東京都日暮里・舎人線保守用車使用要領」及び監督員の指示により、準備作業、走行速度、走行中の注意事項及び分岐器部通過時の注意事項等を遵守しなければならない。

(1) 整備基準値

工事の整備基準値は、「東京都日暮里・舎人ライナー土木施設整備マニュアル」に規定の「表9.3-1 走行路の整備基準値」、「表9.3-2 案内軌条の整備基準値」により実施すること。

表9.3-1 走行路の整備基準値

項目	線別 整備基準値		
	本線 (mm)	重要側線 (mm)	側線 (mm)
水準	±8	±8	±8
高低	3mスパンの中央で±7	3mスパンの中央で±7	3mスパンの中央で±7

表9.3-2 案内軌条の整備基準値

項目	線別 整備基準値		
	本線 (mm)	重要側線 (mm)	側線 (mm)
軌条間隔	-0、+10	-0、+10	-0、+10
通り	3mスパンの中央で±5	3mスパンの中央で±5	3mスパンの中央で±5
軌条の取付高	±7	±7	±7
継目段差	2	2	2

(2) その他

工事施工中に軌道施設、構築物、その他施設等に異状を発見したときは、速やかに監督員に報告し、その指示に従い応急措置を講じ、復旧に努めなければならない。